

国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）素案に対するご意見と市の考え方について

国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）素案について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容とご意見に対する市の考え方を公表します。

ご意見をいただきました皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

令和8年1月13日
所沢市市民部市民課国民年金担当
電話：04-2998-9095
FAX：04-2998-9061
E-mail：a9095@city.tokorozwa.lg.jp

1. 募集の概要

（1）募集期間

令和7年11月20日（木）～12月19日（金）

（2）受付方法

直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

2. 募集結果

（1）応募件数

1件（個人1名）

[内訳]

直接持参0件、郵送0件、FAX0件、電子メール0件
電子申請1件

（2）ご意見の件数

1件

国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案に対するご意見と市の考え方

NO	ページ及び 項目	ご意見	市の考え方
1	全体的	<p>国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案のパブリックコメントについて内容を再確認の上、評価書を再作成した上で改めてパブリックコメントを実施してくださるようお願い申し上げます。</p> <p>理由は、この素案の内容が適切なものだとは思えないものだからです。</p> <p>具体的に申し上げますと20ページのVI(ローマ数字の6)評価 実施手続の1基礎項目評価の実施日が令和7年3月31日になっていますが、今回の評価は今年7月に発生した元職員のマイナンバーの不正利用に基づく結果実施されているものだから3月31日ということはありません。どんなに早くても7月以降のはずです。</p> <p>5ページ(別添1)事務の内容には、「特定個人情報」というキーワードがどこにも見当たりません。個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)[記載要領]には、「特定個人情報の流れ」とそれ以外の情報の流れを区別してくださいとの説明がありますので、「特定個人情報」というキーワードは最低限記載が必要なはずです。</p> <p>また、この事務の内容には「情報提供ネットワークシステム」が明記されており、システムどうしが個人番号を含むを意味する実線でつながっています。</p> <p>一方、4ページの情報提供ネットワークシステムの情報連携は実施しない、14ページ下の方の6 情報提供ネットワークシステムの接続を参照すると接続しないというところに両方とも丸印がつけられています。言い換えれば、5ページ、4ページ、14ページの記載に矛盾があり、どれがあるべき姿なのか、この評価書を参照しても全く理解できません。</p> <p>上記以外にも、記載内容が正しくないと思われる箇所がありました。</p> <p>個人情報保護委員会のサイトに掲載されている所沢市 国民年金関係事務重点項目評価書 公表日 令和5年8月30日、これは令和7年12月19日時点での有効な評価書ですが、これには情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施すると記載されています。情報提供ネットワークシステムによる情報連携以外にも、現在有効な国民年金関係事務重点項目評価書と異なる記載がされている箇所が他にもありました。</p> <p>これらのことから私は、この素案に携わった所沢市の職員、担当だけでなく決裁を行った職員を含めて、今回の目的を正しく理解せず、個人情報保護委員会の記載要領に目を通さず、また素案に記載されている内容の相互関係が適切であるかをご確認されていないように感じました。</p> <p>もし、大きなシステム変更がされたのであれば、そのことが理解できるように、パブリックコメント手続を実施すべきだとも思います。</p> <p>今年7月に公表された元職員が行った不正行為による個人番号の不正利用が二度と起こらないような心構えが所沢市の全職員にあればこのような素案でパブリックコメント手続きがされることはないはずだとも思っています。</p> <p>パブリックコメント手続きとは、所沢市が市の基本的な政策等の策定にあたり、事前にその案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するものです。</p> <p>所沢市が適正な案を示していない状況で、住民が意見を応募することは事実上不可能であり、このようなパブリックコメント手続を行っても何の意味もありません。</p> <p>特定個人情報保護評価書の全項目評価書実施にあたっては、手続き上住民からの意見聴取が必須とされていますが、適正な案を示していない状況で実施されたパブリックコメント手続が、個人情報保護委員会の意図や目的に合致しているとも思えません。</p> <p>以上の理由から、所沢市が再確認を行い、適正な評価書を再作成した上でパブリックコメント手続きを再実施することをお願いしております。</p> <p>パブリックコメント手続きは、住民が間違えを指摘する場ではなく、意見や情報を募集する場です。</p> <p>上記に記載した間違いや評価書内の矛盾は、パブリックコメント手続きを実施する前に、所沢市の職員が確認して、ご対応していただきたいと思います。</p> <p>この意見は約1700文字ありますが、この文章全体を1つの意見として取り扱って下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>言い換えれば、担当部署のご判断で、細分化されないようにお願い申しあげます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。パブリックコメントの再実施につきましては、検討いたしました結果、「国民年金事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案」の最も重要であるリスク対策の記載において重大な瑕疵があったものではないと判断し、当初の予定どおり実施させていただきました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた事項につきましては、精査いたしまして、必要な箇所は修正させていただきます。</p>